

第45号議案

府中市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

災害その他非常の場合において、排水設備の新設等の工事の円滑な実施を担保するため、所要の改正を行うものであります。

府中市下水道条例の一部を改正する条例

府中市下水道条例（昭和44年10月府中市条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
（排水設備の工事の実施等） 第7条 排水設備の新設等の<u>工事は、次の各号に掲げる工事を除き、</u>市長が排水設備の工事に関し技能を有するものとして指定した業者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行つてはならない。 <u>(1) 排水設備のうち市長が認めた特殊施設の新設等の工事</u> <u>(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事</u> 2～3 省 略	（排水設備の工事の実施等） 第7条 排水設備の新設等の<u>工事は、</u>市長が排水設備の工事に関し技能を有するものとして指定した業者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行つてはならない。<u>ただし、排水設備で市長の認めた特殊施設については、この限りでない。</u> 【追 加】 2～3 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。